第１回・第2回部会の議論等を踏まえた構成の見直し（事務局案）

資料１

**（１）基本原則について**

　　【第１回部会の委員意見】

2022年の障害者権利委員会による見解及び勧告を含めた総括所見（いわゆる国連勧告）では、障がいの『人権モデル』という言葉が使われるようになっている。次期計画では、国連勧告を踏まえもっと人権にフォーカスするという観点で、項目順の並べ替えを検討しても良いのではないか。

　　【事務局の整理】

国連勧告を踏まえ権利についてフォーカスし、項目を並べ替え、共通場面「地域を育む」の施策の方向性とのすみ分けの観点から、より包括的な視点に立った表現に修正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 次期計画（事務局案） |
| ①障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持②多様な主体の協働による地域づくり③あらゆる分野における大阪府全体の底上げ④合理的配慮によるバリアフリーの充実⑤真の共生社会・インクルーシブな社会の実現 | ①真の共生社会・インクルーシブな社会の実現②全てのひとの命と尊厳の保持③障がいの有無によらない相互理解の促進④誰もが担い手となる地域づくり⑤多様な主体の強みを活かした大阪府全体の底上げ |

**（２）共通場面について**

　　【事務局の整理】

障がい者を取り巻く状況の変化を踏まえた内容にするとともに、個別分野ごとの施策の方向性について、基本原則の項目順に対応した構成とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 次期計画（事務局案） |
| ①障がい者虐待の防止や差別の解消②関係機関による強固なネットワークの構築③人材の確保と育成④障がい理解の促進と合理的配慮の浸透⑤ユニバーサルデザインの推進⑥大阪府全体の底上げ | ①障がい者の権利保障②障がい者の差別の解消や虐待の防止③誰もが暮らしやすい環境の整備④情報保障及びコミュニケーションの推進⑤障がい者の生活を支える人材の確保・育成⑥地域の支援力の強化 |

**（３）共通場面と生活場面の整理**

【第2回部会の委員意見】

基本原則や共通場面と同様に生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」を生活場面のはじめに持ってきて、権利保障についてしっかりと言及した上で、各生活場面という流れにした方が良いのではないか。

【事務局の整理】

・生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳をもって生きる」の内容について以下のとおり整理し、共通場面と統合する。

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 次期計画（事務局案） |
| ①障がいや障がい者への正しい理解を深める②障がい者の尊厳を保持する③安全・安心を確保する④十分な情報・コミュニケーションを確保する | 共通場面の個別分野ごとの施策②に統合共通場面の個別分野ごとの施策①・②に統合共通場面の個別分野ごとの施策⑥に統合共通場面の個別分野ごとの施策④に統合 |

　　 ・生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」の内容について以下のとおり整理し、共通場面と統合する。

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 次期計画（事務局案） |
| ④まちで快適に生活できる　安全で安心な地域生活のための環境整備　災害発生時の情報保障や安全確保の取組み | 共通場面の個別分野ごとの施策③に統合共通場面の個別分野ごとの施策⑥に統合 |

・現行計画の共通場面「地域を育む」の個別分野①～⑥は、共通の“場面”というよりも、各生活場面に共通して横断的に必要となる“視点”と考えられる。また、“地域”と“まち”の違いとして、“地域”を自分が選んだ場所、繋がりがある場所と定義すると、「地域を育む」では範囲が限定された表現となってしまう。そのため、以下のとおり整理する。

|  |  |
| --- | --- |
| 現行計画 | 次期計画（事務局案） |
| 共通場面「地域を育む」 | 各生活場面に共通する横断的視点 |

**（４）計画構成案**

　　上記、（１）～（３）の検討を踏まえて、以下のように構成案を修正する。



（参考：第１回部会資料2-2より抜粋）

